千早赤阪村公の施設指定管理者選定審査会傍聴取扱要領

１　目的

この要領は、千早赤阪村公の施設指定管理者選定審査会規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、千早赤阪村公の施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　傍聴の取扱い

(1)　審査会の会議は、規則第11条の規定に基づき、傍聴することができる。

(2)　審査会の会議の傍聴の可否の決定は、次のとおりとする。

　次に開催する審査会の会議の傍聴の可否の決定は、その際に審議される内容を考慮して、その直前に開催される審査会において、出席委員の過半数によりこれを決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

３　会議の開催の周知

審査会の会議の開催日時等の周知を図るため、会議の開催日のおおむね１週間前から会議の前日までの間、村のホームページ等に会議の開催の日時、場所等必要な事項を掲示する。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。

４　傍聴の手続き

(1)　審査会の会議を傍聴しようとする者は、千早赤阪村公の施設指定管理者選定審査会傍聴券交付申込書（別記様式。以下「傍聴券交付申込書」という。）に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

(2)　傍聴券交付申込書の受付は、会議の当日の所定の時間内に開催場所において行う。この場合において、傍聴申込者の数が傍聴席の数を超えるときは、開催当日の審査会で抽選により、傍聴券の交付を受ける者を決するものとする。

(3)　傍聴席の数は、審査会の会議の開催場所の規模等を勘案して委員長が決める。

(4)　傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を提示し、その指示に従うものとする。

(5)　前４号の規定にかかわらず、報道関係者（河南記者クラブに属する記者をいう。）で委員長が認めた者は、審査会の会議を傍聴することができる。

５　写真等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

６　傍聴することができない者

次のいずれかに該当する者は、審査会の会議を傍聴することができない。

(1)　凶器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2)　酒気を帯びていると認められる者

(3)　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(4)　はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(5)　笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6)　その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると委員長が認めた者

７　傍聴人の遵守事項

(1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、係員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。

ア　みだりに傍聴席を離れないこと。

イ　議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

ウ　私語、談話、拍手等をしないこと。

エ　飲食又は喫煙をしないこと。

オ　その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(2)　委員長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

８　傍聴人の退場

傍聴人は、審査会の会議において、公開しないこととされた事件が審議されるときは、直ちに退場しなければならない。

附　則

（施行期日）

１ この要領は、令和４年９月２６日から施行する。

（傍聴の取扱いの特例）

２　最初に招集される審査会の傍聴の可否は、委員長及び職務代理者の選出が終了した時点で審査会に諮ることとする。